（健Ⅰ196）
令和元年12月10日

都道府県医師会
　学校保健担当理事　殿

日本医師会
　常任理事　道永麻里
（公印省略）

人工呼吸器等の医療機器を使用する幼児児童生徒が在籍する
学校における災害時の対応について

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。平素、本会学校保健分野の会務に種々ご理解賜わり、厚く御礼申し上げます。

さて、文部科学省では学校に在籍する喀痰吸引や経管栄養等の医療的ケアが日常的に必要な児童生徒等(以下、「医療的ケア児」という)に対する小中学校等を含む全ての学校における医療的ケアの基本的な考え方を再検討し医療的ケアを実施する際に留意すべき点等について整理するため、平成29年10月、「学校における医療的ケアの実施に関する検討会議」を設置し、本職も委員として参画しておりました。平成31年3月、本検討会議において「最終まとめ」が取りまとめられ、それを受け文部科学省において、今後、特定行為以外の医療的ケアを含め、小・中学校等を含む全ての学校における医療的ケアの基本的な考え方や医療的ケアを実施する際に留意すべき点等について「学校における医療的ケアの今後の対応について」として整理され、貴職宛ご案内したところです(令和元年5月24日付(健Ⅰ58)文書参照)。

その中で「災害時の対応」として、人工呼吸器等の医療機器を使用する幼児児童生徒等が在籍する学校においては電源の確保や日頃から必要とする医療機器のバッテリー作動時間の確認等の点検があります。

今回、令和元年台風15号により停電が長期化したこと等を踏まえ、文部科学省初等中等教育局特別支援教育課より各関係担当課に対し、災害時の電源の状況を再度確認するとともに、必要に応じて適切な措置を講ずる旨の事務連絡が発出されるとともに、本会にも情報提供がありました。

つきましては下記のとおりお送り申し上げますので、貴職におかれましても学校における医療的ケアの実施に関する資料として、関係の郡市区医師会および会員宛に周

知いただきますよう、お願いします。

記

送付内容

① 文部科学省初等中等教育局特別支援教育課発事務連絡（写）

《付．国立研究開発法人国立成育医療センター作成のマニュアル※》

※本件につきましては、下記ホームページにも掲載されております

https://www.ncchd.go.jp/hospital/about/section/cooperation/shinsai_manual.pdf

② 令和元年5月24日付け健Ｉ58文書

以上

写

事　務　連　絡
令和元年１１月１１日

附属学校を設置する各国公立大学法人担当課
各都道府県・指定都市教育委員会特別支援教育担当課
各都道府県私学担当課
小・中・高等学校等を設置する学校設置会社を所管する構造改革特別区域法第１２条第１項の認定を受けた各地方公共団体担当課　御中

文部科学省初等中等教育局特別支援教育課

人工呼吸器等の医療機器を使用する幼児児童生徒が
在籍する学校における災害時の対応について

日頃より特別支援教育に御尽力をいただき、誠にありがとうございます。

さて、今年３月に発出した通知（平成 31 年３月 20 日付け 30 文科初第 1769 号初等中等教育局長通知「学校における医療的ケアの今後の対応について」）の中で、災害時の対応として、人工呼吸器等の医療機器を使用する幼児児童生徒が在籍する学校（以下「当該学校」という。）においては、電源の確保や日頃から必要とする医療機器のバッテリー作動時間の確認等の点検をお願いしているところです。

今回の令和元年台風 15 号により停電が長期化したこと等を踏まえ、当該学校の設置者におかれては、国立研究開発法人国立成育医療研究センターが作成したマニュアルや別添の事業等を活用するなどして、災害時の電源の状況を再度確認するとともに、必要に応じ適切な措置を講じてくださるようよろしくお願いします。

なお、当該学校の設置者におかれては、当該学校に対して本件を周知する際、各自治体の防災担当部局や保健福祉部局等に確認の上、当該学校が参考となるような情報を整理し、併せてお知らせくださるようよろしくお願いします。

また、各都道府県教育委員会におかれては域内の市区町村（指定都市を除く。）教育委員会に対して、各都道府県及び小・中・高等学校等を設置する学校設置会社を所轄する構造改革特別区域法第１２条第１項の認定を受けた各地方公共団体におかれては所轄の学校法人及び学校設置会社に対して、本事務連絡の趣旨及び内容について周知くださるようお願いします。

記

「医療機器が必要な子どものための災害対策マニュアル～電源確保を中心に～」
発行：国立研究開発法人国立成育医療研究センター
URL：https://www.ncchd.go.jp/hospital/about/section/cooperation/shinsai_manual.pdf

【本件担当】
文部科学省初等中等教育局特別支援教育課支援第一係
電話０３－５２５３－４１１１（内線３９６７）

【別添】

①　防災機能強化事業（学校施設環境改善交付金）による自家発電設備の整備

※沖縄県については、沖縄振興公共投資交付金の交付対象であり、内閣府において計上。

（１）概要

学校施設について、発災時における児童生徒等のための応急避難所としての必要な機能が発揮できるよう、防災機能の強化を図る。また、児童生徒等を事故等から防ぐために必要となる工事を行うことにより、教育環境の改善を図る。

（２）対象校

公立の幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校（前期課程）、特別支援学校

（３）算定割合

１／３

※自家発電設備の整備については、下限額は設置者単位で「２００万円×設置校数」ただし、１校５００万円を上限とする。

（４）工事内容

避難所指定校への自家発電設備（据え置き式のみ）の整備

（問合せ先）
文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部施設助成課法規係
電話　０３－５２５３－４１１１（内線２０００）

②　学校安全総合支援事業（委託事業）

令和２年度要求・要望額　２９２百万円（前年度予算額　２０２百万円）

地域全体での学校安全推進体制を構築するため、セーフティプロモーションスクール等の先進事例を参考とするなどして、学校安全の組織的取組と外部専門家の活用を進めるとともに、各自治体内での国公私立を含む学校間の連携を推進する取組を支援。

※セーフティプロモーションスクール：学校・家庭・地域・関係機関が一体となって学校安全の取組を継続的に実践する学校

（問合せ先）
文部科学省総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課防災教育係
電話０３－５２５３－４１１１（内線２６７０）

③　避難所となる公立学校における備蓄品購入に係る経費

普通地方交付税措置　⇒　（都道府県分）包括算定経費　総務費　消防防災費
（市町村分）　包括算定経費　総務費　防災諸費

【参考】

(健Ⅰ58)
令和元年5月24日

都道府県医師会
　学校保健担当理事　殿

日本医師会
常任理事　道永麻里
(公印省略)

「学校における医療的ケアの今後の対応について(通知)」の送付について

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。平素、本会学校保健分野の会務に種々ご理解賜わり、厚く御礼申し上げます。

さて、文部科学省では学校に在籍する喀痰吸引や経管栄養等の医療的ケアが日常的に必要な児童生徒等(以下、「医療的ケア児」という)に対する小中学校等を含む全ての学校における医療的ケアの基本的な考え方を再検討し医療的ケアを実施する際に留意すべき点等について整理するため、平成29年10月、「学校における医療的ケアの実施に関する検討会議」を設置し、本職も委員として参画しておりました。平成30年6月には「中間まとめ」が取りまとめられ、貴職宛ご案内したところです(平成30年7月10日付(健Ⅰ59)文書参照)。

平成31年3月、本検討会議において「最終まとめ」が取りまとめられ、それを受け文部科学省において、今後、特定行為以外の医療的ケアを含め、小・中学校等を含む全ての学校における医療的ケアの基本的な考え方や医療的ケアを実施する際に留意すべき点等について「学校における医療的ケアの今後の対応について」として整理されました。

その中で医師会の役割として、①学校における医療的ケアの実施に当たっては、医療の専門的知見が不可欠として教育委員会や学校における検討や実施の際、地域の医師会等、関係者の協力を得ることとされていること、②教育委員会が医療的ケア児の受け入れに備え、域内の学校における総括的管理体制の構築に際し、教育、福祉、医療等の関係部局や関係機関、保護者の代表者などの関係者から構成される協議会(以下「医療的ケア運営協議会」という)を設置し、その運営に当たっては、地域の医師会等の協力を得て、医学的な視点が十分に踏まえられるよう留意すること、③学校で医療的ケアの実施する看護師等へ、その専門性の向上を図るために最新の医療や看護技

術、医療機器等に関する知識や技能を得るための実践的・臨床的な研修を受ける機会を確保する際には教育委員会が主催する研修のみならず、地域の医師会等が主催する研修会を受講する機会を与えることが有効である、とあります。

本会としましては、学校における医療的ケアの問題に限らず、学校保健の諸課題に解決については本会学校保健委員会が提言した「児童生徒等の健康支援の仕組み」に基づき関係者の連携構築による対応が重要であると考えております。

この度、文部科学省初等中等教育局長より各都道府県教育委員会教育長、各指定都市教育委員会教育長、各都道府県知事、附属学校を置く各国立大学法人学長、構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体の長に対しその趣旨を理解のうえ適切な対応を依頼する旨の通知が発出されるとともに、文部科学省初等中等教育局特別支援教育課から本会に情報提供がありました。

つきましては下記のとおりお送り申し上げますので、貴職におかれましても学校における医療的ケアの実施に関する資料として、関係の郡市区医師会および会員宛に周知いただきますよう、お願いします。

なお、本会では地域包括ケアの視点から小児在宅ケアについて、「保育所での医療的ケア児受け入れに関するガイドライン」について周知(令和元年5月15日付(地62,健Ⅱ24)文書参照)しておりますとともに、「都道府県医師会小児在宅ケア担当理事連絡協議会」を令和元年9月25日に開催し、その中で、学校における医療的ケアの実施についても触れることにしておりますので(平成31年4月19日付　日医発第154号(地38)文書参照)、併せてご高配賜わりたくお願い申し上げます。

記

送付内容

① 文部科学省初等中等教育局長通知（写）

② 学校における医療的ケアの今後の対応について

③ 学校における医療的ケアの実施に関する検討会議　最終まとめおよび概要

※本件につきましては、文部科学省ホームページにも掲載されております

《URL　http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/material/1414596.htm》

以上